

施 工 条 件 の 明 示

工事名：令和8年度（農山）県営農地整備事業（通作条件整備）
大笹地区 農道補修20工事
箇所名：吾妻郡嬭恋村大字大笹、田代地先

明 示 関 係	明 示 事 項
適用	・本工事は、「群馬県土木工事標準仕様書」及びこの施工条件明示書により行う。
工程関係	・工事工程報告書を、群馬県建設工事工程管理要領に基づき、月末までに監督員に提出すること。また、万一、20%以上工程が遅延した場合は、遅延回復措置書を提出し、遅延回復の措置を講じること。
用地関係	・あらかじめ官民境界を確認し施工すること。境界立会等が必要な場合は、日程等について監督員と協議すること。 ・工事に必要な施工ヤード等は、受注者の責任により確保すること。その際、法令・規則等を遵守すること。
公害対策関係	施工時に発生する騒音、振動等について事前に、隣接する施設の所有者又は責任者に十分な説明をすること。 ・土砂埃等で道路を汚さないよう十分注意すること。また、やむを得ず汚した場合は速やかに清掃すること。 ・刈り取った草は集草し、適正に処理すること。また、野焼きによる焼却処分は法律により禁止されているので絶対に行わないこと。 ・起業地内からの土埃の発生を抑制するため、乾燥が激しい場合は散水等の措置を講じること。 ・廃棄した生コンクリートは適正に処理し、打継面処理等により発生した汚濁水が河川や田畑等に流入しないよう注意すること。
安全対策関係	・本工事の施工にあたり、就労者の安全を確保するため、「労働安全衛生規則」及び「土木工事安全施工技術指針」「建設機械施工安全技術指針」等を遵守すること。 ・本工事の施工にあたり、公衆に対する危害等を防止するため、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守すること。 ・現道の規制については、「路上工事等の安全施設設置要領（R4.1.28建規第623-14号）」に基づき実施し、安全施設・工事標識等の配置計画を施工計画書に記載すること。 工事用車両が一般道路を通行する場合、交通関係法令を遵守するとともに見通しのきかない場所等には、必要に応じて安全確保のための交通誘導員を配置すること。 ・1日の作業終了後は、交通開放することを原則とする。やむを得ず終日規制する場合は、「路上工事等の安全施設設置要領（R4.1.28建規第623-14号）」に基づき実施し、安全施設・工事標識等の配置計画を施工計画書に記載すること。 本工事に関する標示施設及び防護柵等の設置を完了したときは、監督員の確認を受けること。 本工事は、交通誘導員28名の配置を想定している。施工に先立って、施工計画書に交通誘導員の配置計画を記載の上、監督員と協議すること。また、配置日・配置時間帯・配置時間・配置人数を記載した実績表を、監督員に提出すること。 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況等により現場管理費の補正を行う対象工事である。受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の測定方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督員へ提出すること。
工事用道路及び仮設備関係	工事用道路の設置にあたっては、その位置及び構造等について施工計画書に記載するとともに、防塵・汚濁水流出防止等の維持管理を徹底すること。

明 示 関 係	明 示 事 項
	・ 施工ヤード等を現場外に設置する場合は、その位置及び構造等について施工計画書に記載するとともに、防塵・汚濁水流出防止等の維持管理を徹底すること。 ・ 資材運搬に使用する既設道路については、あらかじめ路面現況等について調査・記録し、補修等が必要となった場合は監督員と協議すること。
残土・産業廃棄物関係	・ 本工事は建設副産物実態調査の対象工事であるため、原則として建設副産物情報交換システム（コブリスプラス）へ登録し、登録番号を監督員に報告すること。また、これら計画の実施状況は、工事完了後速やかに登録するものとする。 ・ 本工事で発生するアスファルト塊については、中間処理費及び3.5km分の運搬費用を見込んでいる。処理方法等を変更する場合は、別途監督員と協議すること。なお、運搬に先立ち、受け入れ条件等を確認し監督員に報告すること。 ・ 特定建設資材の処分が発生する場合は、建設リサイクル法（第12条第1項、第13条第1・2項及び第18条）に従うこと。 ・ 本工事は、建設発生土情報交換システム（以下システムという）の登録対象工事である。受注者は、工事の実施に当たっては、土量、土質、土工期等に変更があった場合には、速やかに当該システムのデータ更新を行うこと。 ・ 本工事実施にあたっては、群馬県土木工事標準仕様書 1-1-1-37ダンプトラック等による過積載等の防止について十分留意すること。 ・ 本工事の建設発生土は、以下の建設発生土受入先へ搬出すること。搬出時期等の詳細は別途監督員と協議し、施工計画書に反映すること。 ・ 受入先住所：群馬県吾妻郡嬭恋村大字田代地先（運搬距離3.0km）
工事支障物件関係	・ 工事着手前に支障となる物件について調査し、該当する物件がある場合は速やかにその位置関係が分かる図面を監督員に提出し協議すること。
コンクリート構造物の品質確保	・ コンクリートの水セメント比について、鉄筋コンクリートは55%以下、無筋コンクリートは60%以下とすること。ただし、均しコンクリート等を除く。
排出ガス対策型建設機械関係	・ 工事において使用する建設機械は、原則として、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）」（以下、「オフロード法」と呼ぶ。）に基づく技術基準に適する特殊自動車、または、国交省で別に定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき指定された排出ガス対策型建設機械等を使用すること。 やむを得ずオフロード法の施行日（平成18年10月）前もしくは、オフロード法に基づく排出ガス規制の適用日以前に製造した、排出ガス基準に適合しない建設機械を使用する際は、オフロード法が適用されない建機であることを確認するために販売契約書や保険契約書、製造番号など建設機械の製造時期が証明できるものを提示すること。 また、国交省で定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」等に基づき指定された排出ガス対策型建設機械等を使用できない場合は、排出ガス浄化装置を装着した建設機械の使用について監督員の承諾を得ること。この場合において排水ガス浄化装置を装着した機械の使用ができない際は監督員と協議すること。
その他	・ 契約後、速やかに設計内容の照査を行い、施工計画等について監督員と打合せをすること。 ・ 設計図書内表示のとおり再生材を使用すること。ただし、やむを得ない事情等により使用することが出来ない場合は監督員と協議すること。 ・ 「群馬県建設工事適正化指導要綱」に則り関係書類を提出すること。

明 示 関 係	明 示 事 項
	・本工事は、電子納品対象工事であるため、「群馬県CALS/EC電子納品ガイドライン」に基づき電子納品を行うこと。電子納品を円滑に行うため、工事着手時に、受発注者間で電子納品に関する事前協議を行うこと。なお、事前協議は「事前協議チェックシート」により行うこととする。 ・承認対象品は、使用に先立って発注者に協議し、性能承認を得た上で使用すること。 ・本工事は、ぐんま電子納品システム利用対象工事であるため、「群馬県CALS/ECぐんま電子納品システム運用ガイドライン（案）」に基づき利用する。また、現場代理人等指定通知書提出時に、契約担当者届出書を合わせて工事事務担当者へ提出すること。システムの利用にあたり、受注者とシステム提供者の間で利用契約を結び、システム利用料を支払うこと。システム利用料については、共通仮設費の率分に含まれている。詳細は、別紙「ぐんま電子納品システム利用対象工事特記仕様書」のとおりとする。 ・本工事は「週休2日制試行現場（受注者希望型）の対象工事である。希望する場合は、発注者と協議すること。協議の結果、実施する場合は「群馬県営農業農村事業における週休2日の取得に要する費用の計上に関する試行要領」に基づき工事を実施すること。 ・現場環境改善費については、別紙施工条件明示（現場環境改善費）を参照すること。 ・法定外の労務保険の付保について、本工事においては、受注者は法定外の労務保険に付さなければならない。 ・本工事の施工にあたり、1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合において、1日未満で完了する作業の積算の適用について監督員と協議し、設計変更することができる。 ・本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する工事である。契約後、施工計画書作成前に特記仕様書を提示する。この仕様を満たすトイレを設置する場合は、トイレの仕様を記載し協議書により、監督員と協議すること。 ・設計図書において表示される施工に係る機械の機種及び規格等は参考であり、当該工事の契約を拘束するものではない。 ・本工事は、遠隔臨場の試行対象工事である。実施にあたっては、別添の特記仕様書及び「群馬県農業農村整備工事におけるWEB監督（遠隔臨場）試行要領」（令和5年3月27日付け）によること。

○ 現場環境改善費の取扱いについて

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	用水・電力等の供給設備 緑化・花壇 仮設備関係ライトアップ施設 見学路及び椅子の設置 昇降設備の充実 環境負荷の低減
営繕関係	現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 営繕関係労働者宿舎の快適化 現場休憩所の快適化 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) 安全関係盗難防止対策(警報器等)
地域連携	地域対策費(農家との調整、地域行事等の経費を含む) 地域連携完成予想図 工法説明図 工事工程表 デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 見学会等の開催(イベント等の実施含む) 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 パンフレット・工法説明ビデオ 社会貢献

ぐんま電子納品システム利用対象工事特記仕様書

(総則)

第1条

本工事は本特記仕様書及び図面にに基づき施工するものとし本特記仕様書に記載されていない事項は、標準仕様書及びその他の参考図書に準じて施工しなければならない。

施工は本特記仕様書、図面を優先し、標準仕様書、その他参考図書の順とする。

受注者は、工事の施工に際し、着手前及び施工中に設計図書に不明な点もしくは、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

(電子納品対象工事及びぐんま電子納品システムの利用)

第2条

本工事は、ぐんま電子納品システム(以下「本システム」という。)を利用する電子納品対象工事である。本システムの運用にあたっては、「群馬県CALS/ECぐんま電子納品システム運用ガイドライン(案)」(令和6年10月版)(以下、「ガイドライン」という。)に基づき運用する。

(利用準備及び利用料の支払い)

第3条

受注者は、以下の項目について契約後速やかに実施するものとする。

- (1) 契約担当者の所属、氏名、メールアドレスを「契約担当者届出書」に記載し、工事事務担当者に報告すること。
- (2) 現場事務所等に、本システムが使用可能な下記程度のインターネット環境及びパソコン環境を整えること。

項目	基本仕様
OS	Windows 10/11
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome
ネットワーク	ADSL(上り1Mbps／下り8Mbps)以上
電子メールソフト	電子メールの送受信が可能なソフト
ワープロ、表計算	Word、Excel等
ウィルスチェック	各社標準のソフトウェア

- (3) 受注者は、本システムより送付される「登録確認メール」に従い7日以内に利用登録を行い群馬県が本システムの運用業務を委託している者(以下「システム事業者」という。)と契約を締結すること。

(4)受注者は、本システムの利用料金を、システム事業者から利用料の回収を委託されている
利用料収納代行業者に支払うこと。

システム事業者：日本電気株式会社

利用料収納代行業者：NECキャピタルソリューション株式会社

(利用対象書類)

第4条

本工事では、ガイドラインに示された書類について本システムを介して受け渡しを行うものとする。なお、ガイドラインに示された書類以外の書類については、監督員と協議を受け、利用の可否を決定する。

(用語の定義)

第5条

「群馬県土木工事標準仕様書」(令和7年4月版)について、書面とは、手書き、印刷等による伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名または押印したものを有効とする。ただし、情報共有システムを用いて作成及び提出等を行った工事帳票については、署名または押印がなくても有効とする。

(成果品の提出)

第6条

電子納品は、ガイドラインに基づき成果品データをシステムに登録する。電子納品の対象外の登録データの取り扱い方法は、発注者と協議のうえ、決定することとする。

特記仕様書

1. 群馬県農業農村整備工事における遠隔臨場

「群馬県農業農村整備工事における 遠隔臨場（以下、「本工事」という。）は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や監督員における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、本工事は『農政部農業農村整備工事におけるWeb監督（遠隔臨場）の試行要領』（令和5年3月27日付け）の内容に従い実施する。

2. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会の遠隔臨場の実施

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影した映像と音声を発注者（監督員）へスマートフォン向けの TV 電話や Web 会議システムを利用しながら確認する。実施内容については、受注者との協議により実施するものとする。
- ② ウェアラブルカメラとは、ヘルメットや体に装着や着用可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラの総称であり使用製品を限定するものではない。
また、使用する機器は、受注者が所有する一般的な Android や i-OS 等のモバイル端末（スマートフォンやタブレット等）で可とする。
なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」と「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 機器の準備

本工事に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）と Web 会議システム等の機器等は受注者が手配、設置するものとし、詳細については、発注者（監督員）と協議し決定するものとする。

(3) 効果の検証

試行を通じた効果の検証及び課題の抽出に関して、アンケート調査等により依頼があった場合は協力するものとする。詳細は、発注者（監督員）の指示による。

(4) 費用

本工事に要する費用は、設計変更により対応するものとする。

受注者は、『群馬県農業農村整備工事における Web 監督(遠隔臨場)の試行要領』(令和5年3月27日付け)に基づき、施工計画書に必要事項を記載し、遠隔臨場に伴う増加費用の算出根拠を発注者（監督員）まで速やかに提出すること。

3. 安全対策

- ①動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は意識が対象物に集中し、足下等への注意が薄れ事故につながる場合があるため、撮影しながらの移動には十分に留意すること。
- ②撮影時には、カメラを手持ちしたまま行わないよう、ヘルメットや体に装着した状態で、十分に安全性を確保できる装備とすること。（ただし、十分な安全性を確保できる場合は、この限りではない。

